

◆ 障害者地域自立支援協議会の概要 ◆

1 目的

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する相談支援事業を効果的に運営するため、地域の障がい福祉に関するネットワークの構築を推進する中核的機関として、越谷市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開催する。

2 根拠

- ・「障害者自立支援法施行規則第65条の10」

障害者自立支援法第77条第1項第1号において市町村が実施する相談支援事業について定められ、相談支援事業として実施すべき便宜の供与について規定している。

その中で、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が義務付けられており、本協議会がこれにあたる。

- ・「平成18年8月1日付け障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の地域生活支援事業実施要綱」

3 活動

- ・相談支援活動報告からの困難事例や地域の現状、課題等の情報発信と情報共有
- ・地域の関係機関による保健・医療・福祉・労働・教育など分野を越えたネットワークの構築推進
- ・困難事例への対応等に関する検討、調整
- ・地域における利用者を支える社会資源の開発、改善
- ・相談支援事業の運営に関することなどそのあり方等の検討
- ・その他必要な活動

4 構造

(1)個別支援会議

困難事例など個人の支援について、必要な関係者が随時集まって協議する場。

市や相談支援事業所等が呼びかけ、本人、家族、本人のニーズに対応した関係者で構成する。

会議の結果等については、随時事務局に報告する。

(2)事務局会議

市、相談支援事業所で組織し、自立支援協議会全体の運営の方向性など進行管理を担う。

個別支援会議からの報告等を基に、地域の現状や課題等を整理分析し、定例会の協議事項や提出資料の調整のため、定期的を開催する。

また、課題に対する専門部会を設置する等効率的な協議を行うための舵取りを行う。

(3)専門部会

地域の抱えた課題について、課題ごとに地域の中核的メンバーが集まり、議論を深めるプロジェクト会議的な役割。課題解決のための調査研究や定例会への報告・提案等具体的な結果を出すことを目指す。

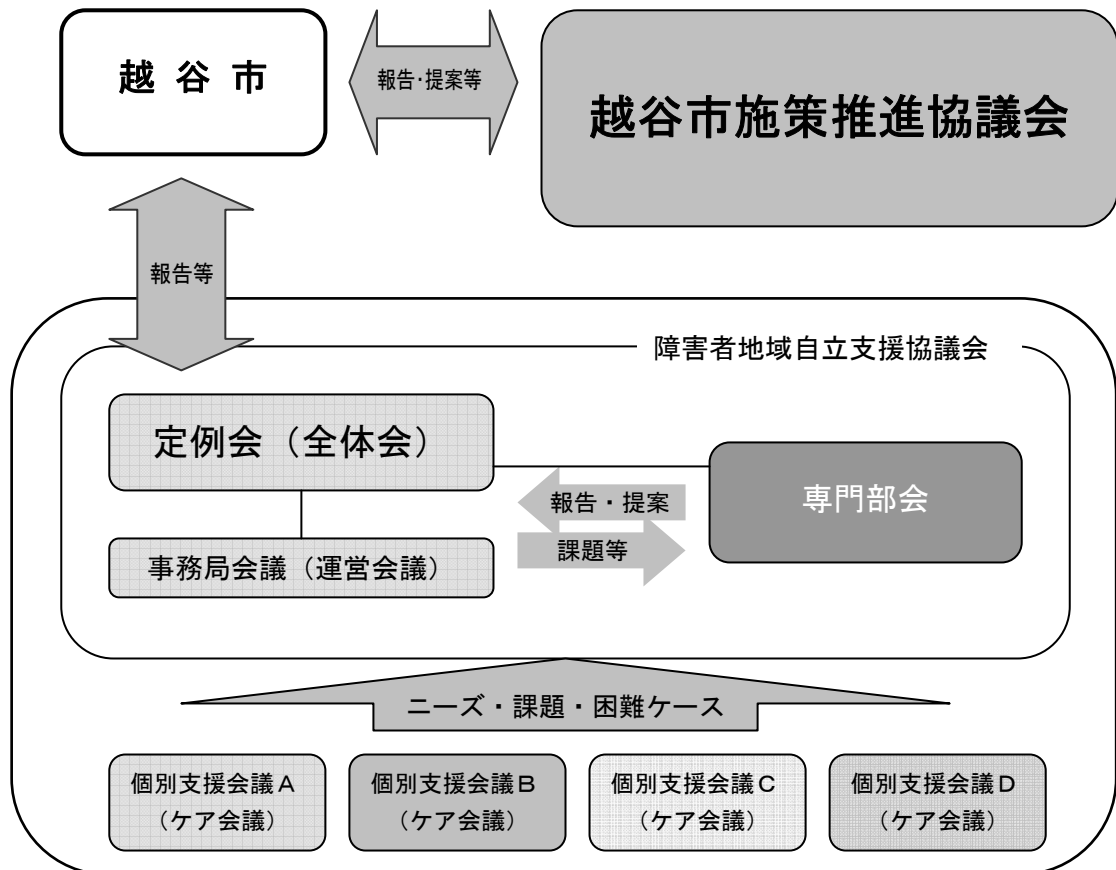
(4) 定例会

実務者レベルの会議で事業所をはじめとする地域の関係者で組織する。

個別支援会議や各部会から提出された地域課題を集約し、具体的に協議して、市に報告等を行う。

5 組織図

障害者地域自立支援協議会組織図



6 委員構成

次の機関から委員として選出された者

- (1) 相談支援事業所
- (2) 障がい福祉サービス事業所
- (3) 障がい者相談員
- (4) 関係行政機関
- (5) 保健福祉医療機関
- (6) 学識経験者
- (7) その他の関係者

7 委員数

20名程度

8 任期

概ね2年